

(参考④)

地方自治法施行令（抜粋）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２ 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

岡山県財務規則（抜粋）

（入札保証金の納付）

第百三十一条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札前までにその者の見積もる契約金額の百分の五（インターネットを利用した一般競争入札により普通財産の売払いの契約を締結しようとする場合にあっては、予定価格の百分の十）以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保のうちから契約担当者が定めるものの提供をもつてこれに代えることができる。

- 一 国債及び地方債
- 二 その他知事が確実と認める担保

（入札保証金の減免）

第百三十三条 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第百三十一条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 一 当該一般競争入札に付する入札について、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 二 当該一般競争入札に付する入札について、知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。）と契約保証の予約をしたとき。
- 三 第百三十条第一項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 過去二年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上締結してこれらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 五 その他前各号に準ずると知事が認めるとき

（予定価格の決定）

第百三十七条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の予定価格を決定し、その予定価格を封書にして、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、知事が別に定めるところにより予定価格を入札前に公表する場合においては、当該予定価格を封書にしないことができる。

（入札の無効）

第百四十条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争入札に参加することのできない者のした入札
- 二 談合してした入札

- 三 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金の納付がない入札又は当該納付額が不足する入札
- 四 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- 五 同一事項について二以上の入札をした入札
- 六 指定の日時までに到達しない入札
- 七 第百三十五条の規定に違反する代理人のした入札
- 八 前各号に掲げるもののほか、入札についての条件に違反した入札

(契約保証金の納付)

第百五十三条 契約を締結しようとするときは、契約者は、契約金額(インターネットを利用した一般競争入札により締結する普通財産の売払いの契約にあつては、予定価格)の百分の十以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 第百三十一条第二項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

(契約保証金の減免)

第百五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、前二条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 一 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 過去二年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上締結して、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、支払代金が即納されるとき。
- 六 公有財産を売り払う契約を締結する場合において、支払代金が即納されるとき又は契約者が契約の履行しないこととなるおそれがないとき。
- 七 契約書を作成しない場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- 八 その他前各号に準ずるものと知事が認めるとき。